

なみえ相双会の皆様へ

# 原子力損害賠償に関する 説明会&個別相談



説明会では、皆様方の今後の生活再建に大きく関わる『住居確保に係る費用の賠償』や『家財の個別賠償（高額家財の賠償含）』等最新情報についてもわかりやすくご説明いたします。また、原発賠償に詳しい弁護士による個別相談も行いますので、請求書類等をご持参の上、是非ご利用ください。

日  
付

2月20日



会  
場

南相馬市

原町区福祉会館 （詳細裏面）

参加無料

第1部：説明会 10：00～12：00

相談無料

第2部：個別相談 13：00～16：00

※1組1時間までご相談いただけます。継続相談（無料）も可能です。

★ 個別相談は、**事前予約** をお願い致します。

予約専用  
ダイヤル



通話無料

0120-330-540

● 受付時間 9:00～17:00（土日祝日を含む毎日受付）

# 【会場】 原町区福祉会館 視聴覚室

【住所】 南相馬市原町区小川町322-1

機構の説明・相談会では、弁護士・行政書士が皆様のさまざまなご質問・ご相談に対応いたします。

## 〔住居確保損害に関するご質問の例〕

東電から請求書が届いたが、賠償上限金額について詳しく教えてほしい。

賠償上限金額には、具体的に何の費用が含まれるのか？

中古住宅を購入してリフォームする費用は支払われるか？

すでに住宅を購入したが、その費用は支払われるか？

南相馬にひとまず移住しようと思うが、数年後帰還する際に元の住居の修復費用は支払われるか？

新たに住居を購入する際、同居していた家族の名義で購入する事は可能か？

## 〔その他ご質問の例〕

ADR(原子力損害賠償紛争解決センター)への申立て方法を教えてほしい。

高額家財の個別賠償について詳しく知りたい。

※ご相談に関しましては、個別の請求書等をご持参いただくと詳しいご説明が可能です。  
この機会に是非、ご相談ください。